

指名停止業者一覧

多治見市

No.	業者名	指名停止期間(始)	指名停止期間(終)	停止概要
1	新明和工業(株) 流体事業部営業本部中部支店	令和7年4月25日	令和7年9月24日	当該業者を含む7者が、機械式駐車場の設置工事についてあらかじめ供給予定者を決め、供給予定者が供給できるように調整を行っていたことは、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為に当たるとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによるもの。(課徴金減免制度対象事業者のため指名停止期間を2分の1に短縮)